昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年十二月九日

○第二十回国会 衆議院会議録第九号附録

本期国会において衆議院に提出された議案、検査官及び各種委員任命につき同意又は事後承認を求めるの件、請願の総数及びその結果

内閣提出議案　十四件

内
予算　三件　両院通過
法律案　十一件

内
成立　十件
本院審査未了　一件

議員提出議案　三十二件

内
法律案　二十二件

内
成立　九件
否決　二件
委員会の審査を終了したが議決に至らなかつたもの　四件
本院審査未了　六件
本院通過、参議院審査未了　一件
決議案　二件

内
可決　一件
消滅　一件
重要動議　八件　可決
参議院議員提出法律案　三件

内
成立　二件
参議院審査未了（本院予備審査）　一件

検査官及び各種委員任命につき同意又は事後承認を求めるの件　六件

内
両院同意　二件
両院事後承認　四件

第十九回国会において本院で閉会中審査するに決し今期国会に継続したもの　二十六件

内
内閣提出法律案　四件　委員会審査未了
議員提出法律案　十九件

内
成立　一件
委員会審査未了　十八件
参議院提出法律案　一件　成立
決算　二件　委員会審査未了

第十九回国会において参議院で閉会中審査するに決し今期国会に継続し本院に送付されたもの　一件
本院提出法律案　一件　成立
請願　五百二十五件（七百二十通）
委員会審査未了

議長の報告

一、今九日閉会は衆議院議員鳩山一郎君を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

一、今九日本院は衆議院議員鳩山一郎君を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

一、今九日河井参議院議長から衆議院議長宛、参議院は衆議院議員鳩山一郎君を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

一、今九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律
町村合併促進法の一部を改正する法律

一、今九日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
一、今九日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
町村合併促進法の一部を改正する法律案

【第三号参照】

労働組合法の一部を改正する法律案（大矢武夫君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は地方労働委員会の機能を充分に発揮させるため、使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数を最少限度各五人とするため、所要の改正を行うものである。

二　議案の可決理由

本案は、現下の労働情勢にかんがみ、適切妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

【第四号参照】

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

北海道の国有林野は、昭和二十九年の台風等により、全道にわたつて立木に被害を受け、約五千五百万石の風倒木及び損傷木を生じ、その被害量は、国有林野の正常伐採量の約一箇年分に当り、未曾有の大被害である。一方、北海道における風水害等によつて、住宅、学校その他の施設が激じんな被害を被り、この復旧には相当の時日と資金を要するものと思われる。

よつて、風害木の有効な処理方法として、風害木及びその製品を災害復旧用材として被害市町村に売り払う場合に、その売払代金の納付について延納その他の特例措置を講じ、災害対策の一環とするとともに、資源の活用を図ろうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　昭和二十九年の災害により災害救助法の適用を受けた北海道の市町村に対し、風害木等を、公用もしくは公共用施設の復旧用、被害者を収容するための公営住宅の建設用に充てるため、または農林漁業施設の復旧用材として被害者に売り渡すために売り渡す場合、その代金の納付について、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、三年以内の延納の特約をすることができる。

2　法律の施行前に既に売払が行われた風害木等については、法律施行後契約条件を変更して、三年以内の延納、無担保、無利子とすることができる。

二　議案の修正議決理由

本案は、国有林野の風害木等の早急な処理と被災市町村の復旧に寄与する措置として、有効適切なものと認めるが、被害住宅の復旧用材として被害者に市町村が売り渡す場合についても、農林漁業用施設の復旧用材に関する場合と同様の措置をとるべきであつて、修正を行う必要があると認める。

また、北海道以外の国有林野の風害木等の処理に関しても特例措置を行うべきものと認める。

よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、別紙のとおりの修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕　（小字は修正）

1　農林大臣は、北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害によりその区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基き救助が行われたものに対して、北海道における国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。）の樹木で昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によつて著しい被害を受けたもの又はこれを材料とする製品（以下「風害木等」という。）を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、三年以内の延納の特約をすることができる。

一　その市町村が、その災害により被害を受けた公用若しくは公共用の施設の復旧又はその災害による被害者を収容するための公営住宅の建設の用に供するため、風害木等の売払を受けようとするとき。

二　その市町村が、その災害による被害者の○住宅又は○政令で定める農林漁業用施設の復旧資材としてその被害者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売払を受けようとするとき。

2　前項の延納の特約は、昭和三十一年四月一日以後は、することができない。

〔別紙〕

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり左記の点に留意して運用すること。

記

北海道以外における国有林野の風害木等を売り払う場合においても、その売払が本法に規定する場合に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで代金延納の特約をすること。

水稲健苗育成施設普及促進法案（佐藤洋之助君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

米の生産増加を図ることは、わが国食糧自給度の向上及び農家経済の安定の上からきわめて重要な施策であるが、わが国における米の主要生産地帯である北海道、東北及び北陸等の地方の稲作は、その生育期間が短かい上にその間の気温が低く、冷害を受ける危険が多い等、気象条件によつて水田の生産力がはなはだ不安定な状態である。これらの地域の水稲作を安定し、その増産を図るためには、第一に、早播、早植による健苗の育成が必要であつて、このために、温床苗代、保温折衷苗代等の育苗方法の研究が進み、国の助成と奨励によつて最近かなりの普及をみている。

しかしながら、水稲育成施設の実施を最も必要とする寒高冷地における普及度はいまだ不充分であり、この地域の農家の経済力は一般に低いので、この地域に対して、今後重点的に普及促進を図るとともに、一貫した計画のもとに、適応地域に対する健苗育成施設の普及奨励を行おうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　積雪はなはだしく又は水稲の生育期間中の気温、水温が著しく低いため、水稲作が不安定又は低位である都道府県の区域の全部または一部を寒高冷地域として農林大臣が指定し、これに基いて都道府県知事は、市町村の区域の全部または一部を寒高冷地区として指定する。

2　指定地区の市町村長、指定地帯の都道府県知事及び農林大臣は、それぞれ、市町村、都道府県及び国の水稲健苗育成施設の普及計画を定める。普及計画には、水稲健苗育成施設の普及予定面積及び必要な資材に関する事項を含むものとする。

3　政府は、国の普及計画の実施に必要な経費を予算に計上するとともに、それによつて、水稲健苗育成施設を実施する農家の資材購入費等について補助し、また、必要な資金のあつせん等を行う。

二　議案の可決理由

本案は、積雪寒冷がはなはだしく、経済的に遅れた地帯における水稲作の安定と増強を図るために有効な措置であり、また、この完べきを期するためには政府の強力な助成措置を必要とすると認めるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月三日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

水稲健苗育成施設普及促進法案に対する附帯決議

本事業の完べきを期するためには、予算措置を明確にすることが肝要である。

よつて政府は、本法施行に当り、左記方針を体していかんなく措置すべきである。

記

一、普及促進に関する五ヶ年計画に基き、毎年度、年次計画達成に必要な苗代面積二千万坪以上につき助成措置を講ずること。

二、昭和三十年度の本施設の実施に必要な経費は出来るだけ二十九年度中にこれを措置すること。

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第十九回国会衆法第五一号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害、風雪害及びひよう害による被害農家に対し、農業経営を維持するのに必要な資金を低利に融通する措置を講ずるため、現行特別措置法が第十九回国会において成立したのであるが、同年六月にいたつて、茨城県にひよう害、岩手県及び青森県に凍霜害があり、いずれも相当の被害を及ぼしたので、これらの被害農家に対しても同様の営農資金融通の措置を講じて、経営の安定を図ろうとするのが、本案の目的である。

本案は、第十九回国会において衆議院を可決通過後、参議院において継続審査に付され、第二十回国会に参議院が修正議決して衆議院に送付したものであつて、主な内容は次のとおりである。

1　昭和二十九年六月のひよう害又は凍霜害により、繭又は農作物の減収が平年総収量の三割以上であり、かつ、減収による損失額が平年総収入の一割以上である被害農家に対し、肥料、薬剤購入資金その他の営農資金を償還期限二年以内（政令で定める場合は三年以内）及び利率六分五厘以内の条件で貸し付ける。

2　この融資について、国及び地方公共団体が利子補給及び損失補償の措置を講ずる。

利子補給については、地方公共団体が五分以内を補給した場合に国がその二分の一を補助し、損失補償については、地方公共団体が四割以内を補償した場合に国がその二分の一を補助することとする。

3　国の補助の対象となる融資の総額は、四月、五月及び六月の凍霜害等に関するものを合計して、六億五千万円を限度とする。

二　議案の可決理由

本案は、災害を受けた農家の経営の維持安定に寄与する措置として有効適切なものと認め、これを

可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年十二月三日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（参議院提出、第十六回国会参法第七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、市（特別区を含む。）町村の議員である者で、総裁の承認を得たものについては、日本国有鉄道の職員となることができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由
日本国有鉄道の業務に支障を及ぼすことが少ないと認められる範囲において、兼職を認めることは適切であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年十二月三日
運輸委員長　関内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、昭和二十六年六月二十日制定公布せられ、これによりいわゆる医薬分業は昭和三十年一月一日より施行せられることになつているのであるが、その当時、実施の前提として論議せられた諸々件の整備状態並びに国民医療に及ぼす影響等を考慮するときは更に一段の研究調査を要するものがあると認められるので、今回その実施の期日を一年三箇月間延期し、「昭和三十一年四月一日」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由
いわゆる医薬分業に関する諸般の整備体制の現状にかんがみ、より完ぺきな準備をなし、かつ、国民の皆もうに必要なる期間を与えることは、医療内容の向上を期し国民の利益を図る上において最も時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年十二月三日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

（第五号参照）

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案（園田喜東君外百二十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十九年における農作物の作況は、全国的には平年作にやや劣る程度であつたが、局地的にみれば、寒以来の異常天候により、北海道、東北の一部等の寒高冷地において深刻な冷害の発生をみ、あるいは南九州等においては数次の台風により、稲作、雑穀が著しい被害を受け、飯用食糧にも事かく農家が多数生じている。
この事態に対処して、被害農家の食糧不安を解消するため、政府所有の米麦を廉価に売り渡し、他の災害対策と相まつて、農業再生産の確保に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　米麦または雑穀を生産する農家であつて、昭和二十九年の風水害または冷害による著しい減収のため、その生産する食糧が飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものに対し、政府がその所有する米麦を売り渡す。

2　売渡は、政府から都道府県及び市町村を通じて行い、その価格は、農家が売渡を受ける価格が、国内産米穀については玄米（三等）一石につき九千百二十円、輸入米穀については農林大臣が定める額、大麦については普通小粒大麦（三等）五二・五キログラムにつき一千六百十二円、はだか麦については普通はだか麦（三等）六〇キログラムにつき二千百七十三円、小麦については普通小麦（三等）六〇キログラムにつき二千六十八円、麦製品については以上の麦価格に製造または加工費を加えた額となるように農林大臣が定める。

二　議案の修正議決理由
本案は、災害による被害農家の食糧不安を解消し、農業再生産の確保に寄与する措置として、有効、適切なものと認めるが、昭和二十九年七月の大雨による被害については、その被害状況等が明らかでないので、これを法律の適用対象から除外すべきものと認め、本案は、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年十二月三日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（この法律の題目）

第一条　この法律は、昭和二十九年七月に政令で定める地域内において生じ、大雨による災害、同年八月及び九月に政令で定める地域内において生じた台風による災害並びに同年に政令で定める地域内において生じた冷害（冷害による病虫害を含む。）（以下「大風雨等」という。）による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品（以下「米麦」という。）の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農家」とは、米麦（麦製品を除く。以下本条において同じ。）又は雑穀を生産する農家であつて、大風雨等による著しい減収のため、その生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（米麦の売渡）

第三条　市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として大風雨等による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従い売り渡すものとする。

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十九年八月及び九月の風水害によつて損害を受けた小企業者の損害の復旧促進並びに経営の安定に資するため、復旧事業資金の融通につき特別措置を講ずるのである。
次に本法案の内容は次のとおりである。
金融機関が、被害小企業者に対し、災害の復旧に必要な事業資金の貸付を行つた場合都道府県が貸付金につき、年五分の利子補給額の半額を政府が負担するものである。

二　議案の可決理由
本年度中小企業の風水害による被害総額は、百十二億円に達している実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
利子補給額として、昭和二十九

年度予算補正に約二百万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

通商産業委員長　大西禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本年八月以降における台風により著しい被害を受けた漁業者等に対し、農林中央金庫等の金融機関が行う漁船、漁具及びその他の施設の復旧資金（特定の営業資金を含む。）について地方公共団体が利子補給及び損失補償を行い、国がそれぞれ補助して低利の復旧資金の融通を円滑にしようとするものである。

本案の骨子は、政府が補助する復旧資金の総額は十五億円を限度とし、一人に対する融資額一千万円以内、償還期限一年以上五年以内、利率年六分五厘以内で昭和三十年六月三十日までに貸し付けるものとしている。

また昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法並びに昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部をそれぞれ改正して、これらの法律による被害漁業者でふたたび本案にいう台風によって連続的に被害を受けたものに対しては、その者が貸付を受けている経営資金について実質的に償還期限を延長する措置をとろうとするものである。

二　議案の可決理由

すみやかに漁業施設を復旧し食糧生産に尽すべきであるが、累次の台風による被害である関係から漁業者の自力のみではその復旧が非常に困難であるから、ここに特別の措置を講じようとする本案の主旨は、適切なものと認め、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案にもとづいて、金融機関が、災漁業者に対し融通した資金につき、地方公共団体が利子補給を行った場合に、国がその一部を当該地方公共団体に補助するため必要な経費として、昭和二十九年度一般会計予算補正において百五十万円計上している。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案（伊藤郁四郎君外六十三名提出、第十九回国会衆法第四七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設等で国有のものについては、地方公共団体等に対し、新たに減額譲渡及び減額貸付をする措置を講ずるとともに、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売払代金または貸付料に係る債務のうち一定部分を免除する等の措置を講じようとするものである。

二　議案の修正議決理由

炭鉱労働者の医療施設は、その設置の経緯及び経営の実情にかんがみ、減額譲渡または減額貸付の措置を講ずることは適当と認められるが、第一条において用途を明確にして転用または転売することを防止し、また附則においてこの法律施行前に譲渡を受けた者の買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものについてのみ軽減措置を講ずるように修正することが適切妥当であると認められるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

大蔵委員長　千葉三郎

衆議院議長堤康次郎殿

（別紙）

（傍点及び――は修正）

（減額譲渡又は貸付）

第一条　旧産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十七号）に規定する産業復興公団（以下「公団」という。）が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設等（これに供される土地を含む。以下「炭鉱医療施設」という。）で国有のものは、この法律施行の際現に当該炭鉱医療施設の貸付を受けている地方公共団体、財団法人又は健康保険組合（以下「地方公共団体等」という。）に対し、政令の定めるところにより、時価からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十九条及び第三十条の規定は、前項の規定により炭鉱医療施設の譲渡又は貸付をする場合に適用する。この場合において、国有財産法第二十九条中「売払」とあるのは「譲渡又は貸付」と、「買受人」とあるのは「譲渡又は貸付を受けた者」と、同法第三十条中「売払」とあるのは「譲渡又は貸付」と読み替えるものとする。

（延納の特約）

第二条　前条の規定により国有の炭鉱医療施設を譲渡した場合において、その譲渡を受けた者がその売払代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

2　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に適用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法第二条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定中貸付に係る部分は、昭和二十九年四月一日以降の貸付について適用する。

2　炭鉱医療施設でこの法律施行前に国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の規定により地方公共団体が譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、政令の定めるところにより、その売払代金の支払期日の到来するものの二割に相当する額の債務を免除することができる。

3　炭鉱医療施設でこの法律施行前に公団が地方公共団体等に売り払つたものについては、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が公団との契約により昭和二十六年度からこの法律施行の際までに支払うべきその貸付料（すでに支払つたものを含む。）から、その金額の六割を減額する。

4　前項の規定の適用により貸付料の過納額が生じた場合において、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一　地方公共団体等がこの法律施行前に当該貸付に係る炭鉱医療施設の譲渡を受けたときは、当該過納額は、未納に係るその売払代金に充当する。

二　地方公共団体等がこの法律施行前から引き続き炭鉱医療施設の貸付を受けているときは、当該過納額は、この法律施行後支

払うべき貸付料に充当する。

三　地方公共団体等がこの法律施行後当該貸付に係る炭鉱医療施設の譲渡を受けた場合において、当該過納額を前号の規定により充当しなお残額があるときは、これをその売払代金に充当する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度において風水害、冷害等が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に多額の支払財源の不足が生じ、これを補てんするため、昭和二十八年度及び昭和二十九年度において、それぞれ八十五億円及び五十五億円の財源措置が講じられたのであるが、今回支払保険金が確定した結果、十二億円を限り一般会計からこの会計の農業勘定に繰入金をすることができることにしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十八年度において風水害、冷害等が異常に発生したことに伴う措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては昭和二十九年度に予想される本特別会計の農業勘定における不足金に対する補てん措置について別紙の通り附帯決議を附することに決した。

昭和二十九年十二月九日　衆議院会議録第九号附録

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は十二億円である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和二十九年度に予想される農業共済再保険特別会計の農業勘定における不足金に対する差当りの補てん措置としては、できる限り政府資金の導入によることとして極力金融機関からの融資を避けるとともに、今後の恒久的措置としては農業共済基金の大幅の拡充を図り、その運営の適正化を期せられたい。

右決議する。

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船損害補償法の規定により漁船のだ捕、抑留等の事故を保険事故とする特殊保険及び漁船乗組員給与保険法の規定により漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険については、昭和二十八年度ないし昭和二十九年度において、それぞれ保険事故が異常に発生したため、漁船再保険特別会計の支払財源に、すでに行った第一次繰入額以外にさらに特殊保険勘定においては約九千四百万円、給与保険勘定においては約千五百万円の不足が予想されるので、この不足金を一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十八年度ないし昭和二十九年度において保険事故が異常に発生したことに伴う措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は一億九百万円である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回政府において、主として警察費にかかる財源所要額の是正を図るため、昭和二十九年度における地方交付税の総額を変更することとし、その所要額を補正予算に計上するとともに、別途提出の昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案において、昭和二十九年度に限り、地方交付税法第六条の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とすることとしたのであるが、これに伴い昭和二十九年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額について所要の改正を行うとともに、関係規定の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十九年度における地方交付税の総額の変更に伴う措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（内藤友明君外二十三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

個人の医師または歯科医師等の社会保険診療等による所得について必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払金額の百分の七十二にすることとまた医業法人に対しても同様の措置を講じようというのである。

二　議案の可決理由

従来の課税の経緯にかんがみ、かつ、諸般の実情を考慮して本案は、適切な措置と認めるがなお別紙の附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法律案は、社会診療報酬の適正化の実現までの暫定措置であるから、政府は速やかにこれが実現をはかるよう善処せられたい。

昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、警察制度改正による地方公共団体警察費所要額の算定に対する論議が現われたので、政府関係当局において、共同調査を行つた結果、五十六億円の不足額があることを認定し、第一に、今次国会における国の予算補正に際し、警察費の算定替をなし、要措置額四十億円を既定の地方交付税の総額に追加することとし、合計一千二百五十六億円をもつて昭和二十九年度の地方交付税の総額と改め、その結果、同年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に対する既定割合を変更しようとするものである。第二に、交付税の種類ごとの総額についても、地方財政運営上の混乱と手数の煩雑とを避けるため、本年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の各総額につき、特例的措置を採ろうとするものである。すなわち既に決定ずみである普通交付税の額には変更を加えず、四十億円の増加額はすべて特別交付税の総額に算入し、特別交付税の算定交付を通じて地方公共団体における所要警察関係費の調整を図ろうとするものである。しかしてこれらの特例的措置は正に地方交付税制度の基本的事項に触れるものであるから、附則の一部改正とせず、単行の特例法の形式をもつて提案された次第である。

二　議案の可決理由

地方公共団体の財政困窮は容易ならぬものがある際、更に警察制度の改正に伴つて生ずる所要経費の算定につき、政府関係当局は、共同調査の結果、相当多額の不足額あることを認定するにいたつた以上、すみやかに、これに対処し、必要な財政措置を講ずるのは、きわめて緊切であると認め、政府の採る措置方法は、地方交付税制度の本旨にそわないきらいがあるので、別紙のごとき附帯決議を附して、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案に対する附帯決議

警察費の不足額四十億円を是正するための地方交付税の率の修正について、今回政府がとつた措置は、地方交付税制度の本旨にかんがみ、適当であるとは思われない。よつて政府は、昭和二十九年度の地方交付税の清算に当つては、右地方交付税制度の本旨に基く措置をとるよう速やかに改正法律案を提出すべきである。

右決議する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回公職選挙法の一部が改正されたことに即応し、国会議員の選挙等の執行経費について、国が負担すべき経費の基準について改正を加える必要があるので、本法の一部を改正しようとするものであつて、国会議員の候補者の選挙公報の字数を増加しあるいは候補者の写真を掲載（参議院全国区を除く）すること、個人演説会告知用ポスターの枚数を増加することとに伴う経費の改訂、公営施設使用の個人演説会場における拡声機使用についてその使用料を加算すること、交通不便な島で特別に用船を必要とする場合における経費の加算額を定めること、及び国の予算節減の方針にのつとり、当分の間、基準額で算出した額の五％の節減を行うための規定を新設することを主な内容とする。

二　議案の可決理由

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、当然必要となる国の負担すべき経費の基準の改訂を目的とするものであり、もとより当然の処置である。

ただ国の予算節減の方針にのつとり、基準計算による額の九十五％を地方公共団体に支給することにより、地方財政上不当の負担を課するおそれなしとはしないが、政府は、国会議員の選挙等において、国の負担すべき経費について地方に迷惑をかけないよう充分注意し所要の措置を講ずべき旨弁明したので本案の趣旨はおおむね妥当と認め、全会一致本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度一般会計予算補正（第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、昭和二十九年度予算の成立後に生じた緊急事情に基いて、必要最少限度の経費に限つてその所要額を追加計上したものである。

その内容は、歳出において、本年度発生災害復旧費、社会保障関係経費、地方交付税交付金等が主なるものであり、その財源は主として、既定経費の節減および不用額をもつてまかない、緊縮財政所期の目的達成のため、予算総額は一兆円のわくを堅持し、九千九百九十八億七千九百余万円となつている。

補正の結果、昭和二十九年度一般会計予算は次の通りとなる。

	歳入	歳出
		（単位百万円）
当初	九九九、五八八	九九九、五八八
補正	二九一	二九一
追加	一八、一五二	三〇、八二五
修正減少	△一七、八六〇	△三〇、五三三
合計	九九九、八七九	九九九、八七九

(一)　歳出追加額の内訳は次の通りである。

1	災害復旧事業費	六十九億円
2	生活保護費	七十億四千四百余万円
3	失業対策費	三十七億四千八百余万円
4	緊急失業対策事業費	九億六千二百万円
5	義務教育費国庫負担金	八億二千八百余万円
6	地方交付税交付金	四十億円
7	都道府県警察費補助	二億二千七百万円
8	地方譲与税譲与金	三十五億円
9	農業保険費	十二億円
10	その他	二十四億二千五百余万円
	合計	三百八億二千五百余万円

(二)　財源の内訳は次の通りである。

1	歳出の節約	百五十三億四千七百余万円
2	輸入食糧価格調整補給金等の不用	百五十一億八千六百余万円
3	歳入の増加	二億九千百余万円
	イ　法人税	百五十億円
	ロ　繊維品消費税	△八十五億円

ハ	日本専売公社納付金	五十二億三千九百余万円
ニ	交付税及び譲与税配付金特別会計受入金	〃　十九億二千万円
ホ	その他	九億五千余万円
合計		三百八億二千五百余万円

歳出項目については概略は次の通りである。

1　災害復旧事業費

本年度発生災害については、予備費充当額を含めて年度内復旧率おおむね二割五分を目途として復旧事業費を計上することとし、工事の種類、緊急の度合等によって極力重点的に工事を取り上げるよう措置したものである。

2　社会保障関係費

災害財政の推進に伴う社会情勢の推移に対処し、生活保護費および失業対策費についてそれぞれ所要額を追加計上し、さらに失業者の救済を強化するため、公共事業についての節約解除分の一部を振り替えて新たに緊急就労対策事業費を計上したものである。

3　義務教育費国庫負担金

教職員給与費の実支出額の二分の一を国が負担するたてまえに基いて、昭和二十八年度分の不足額を補てんしたものである。

4　地方交付税交付金

昭和二十九年度における法人税の自然増収が百五十億円見込まれるため、本年度に限り地方交付税の定率に特例を設け、所得税・法人税の収入見込額をそれぞれ百分の十九・六六を百分の十九・八七四に改訂することによって算定される地方交付税交付金の増加額を追加計上したものである。

5　都道府県警察費補助

警察制度の改正に伴って警察の維持的庁費の不足を補うための補助金である。

6　地方譲与税譲与金

第十九回国会における入場税法案の成立遅延および修正による税率引下げ等によって本年度における入場税収入の減少が見込まれるため、国が地方に譲与すべき最低限度額、百五十五億五千万円の法定額に満たないと認められるにいたったのでこの法定額を譲与するに必要な財源を一般会計から補てんするため、交付税および譲与税配付金特別会計へ繰り入れるものである。

7　農業保険費

農業共済再保険特別会計の昭和二十八年度における赤字を補てんするため一般会計から所要の資金を繰入れするものである。

8　その他

以上のほか、所要の経費について必要最少限度の増額を補正計上したものである。

財源は、法案の不成立に伴う繊維品消費税の歳入欠陥、日本専売公社納付金および雑収入の減少が見込まれるが、他面法人税等の増収が見込まれるので、その差額のほか、物件費、施設費等既定経費の節約及び不用によってまかなわれている。

二　本予算の可決理由

本予算は、当初予算成立後に生じた必要不可欠の最少限度の経費を計上したものであるが、予算の配分、工事の実施に当っては重点的かつ効率的運用を図り、災害を受ける地域に対しては災害復旧に関する適切なる立法化を要望する等別紙のごとき附帯決議を附し、おおむね妥当なものと認め、これを可決すべきものとして賛決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

昭和二十九年度一般会計予算補正（第1号）に対する附帯決議

一、政府は災害を受ける被害地域を救済する目的をもって必ず通常国会において適切なる立法化を行うべきである。

二、政府は中小企業の年末金融につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

三、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

〔別紙〕

昭和二十九年度一般会計予算補正（第1号）に対する附帯決議

一、政府は災害予算の配分および工事実施につき、従来の運営に省み努めて厳正かつ重点的に行使し、もって実効を期すべきである。

二、政府は災害を受くる地域の被害復旧に対し、通常国会において適切なる立法化を行うべきである。特に本年度災害激甚地の救農事業を徹底して民生を安定し、農業再生産の確保に遺憾なきことを併せ期すべきである。

三、政府は中小企業の年末金融につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

四、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずるとともに、既往赤字の克服と、将来の健全財政確立に資する抜本的施策を講ずべきである。

昭和二十九年度特別会計予算補正（特第2号）に関する報告書

(一)　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入

一般会計より受入増加　七十五億円

1　地方交付税交付金

財源受入増加額　四十億円

2　入場税譲与金

財源受入増加額　三十五億円

入場税収入修正減少額　七十一億五千万円

差引収入補正追加額　三億五千万円

歳出

地方交付税交付金増加額　四十億円

入場税譲与金減少額　十七億三千万円

一般会計へ繰入減少額　十九億二千万円

差引歳出補正追加額　三億五千万円

以上補正の特色としては

1　交付税交付金の受入増加は法人税収が当初見込より百五十億円増加したこと及び地方交付税の定率について特例を設け一〇〇分の九・六六を一〇〇分の一九・八七四に改めた。

2　入場税収入修正減少は、入場税法の成立遅延、国会の審議引下げ

一　本予算の要旨

本補正予算は、三三の特別会計のうち七について行われた。

補正の目的は、一般会計予算補正に関連したものであり、第一は地方財政に関する予算成立後の予算関係法律の修正、都道府県警察費の算定見込の違いから交付税及び譲与税配付金特別会計の補正、第二は緊縮政策に伴う失業保険受給者の増加に対処するための失業保険特別会計の補正、第三には災害復旧対策事業を一般会計における補正増加と合わせ行う目的によって行った国有林野事業特別会計の補正等が主なものである。

そのうち主な特別会計の補正内容は次の通りである。

等に伴い大幅の収入減少を生じたこと、またかかる収入減少を補うため一般会計より三十五億円の受入をし、さらに一般会計へ繰り入れる予定の十九億円を減少する等の補正が行われた。

(ロ) 国有林野事業特別会計

歳入
事業収入追加額　二億四千万円
雑収入　二億二千万円
差引歳入補正追加額　四億六千万円

歳出
管理費追加額　一千八百万円
減少額　二千四百万円
事業費追加額　六億四千四百万円
減少額　一億七千八百万円
差引歳出補正追加額　四億六千万円

以上補正の特色としては、治山、造林及び林道の事業を施行するため四億円を予定し、また第十二号ないし第十五号台風による災害復旧費二億六千二百万円を追加したことである。

(ハ) 失業保険特別会計

歳入
保険料収入追加額　十九億七千九百万円
他会計より受入額　二十八億二千二百万円
雑収入　六千五百万円
積立金より受入　三十二億六千五百万円
差引歳入補正追加額　八十一億三千百万円

歳出
業務取扱費追加額　七千二百万円
保険金追加額　八十四億六千七百万円
予備費減少額　四億八百万円
差引補正追加額　八十一億三千百万円

以上補正の特色としては、保険金受給人員を当初予算見込月平均三十七万五千人を上半期の実績よりして四十九万四千人と見込み、この財源として国庫負担金及び保険料収入の増加と同特別会計積立金から受け入れることとした。

なお、保険受給人員は、昭和二十八年度実績より十%の増加となつた。

二　本予算の可決理由

本予算は、当初予算成立後に生じた必要不可欠の最少限度の経費を計上したものであり、緊急に支出を必要とする補正予算であるので、別紙の附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

昭和二十九年度特別会計予算補正(特第2号)に対する附帯決議

一、政府は累年災害を受ける被害地域を救済する目的をもつて必ず通常国会において適切なる立法化を行うべきである。

二、政府は中小企業の年末金融につき早急に遺憾なき措置を講ずべきである。

三、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

〔別紙〕

昭和二十九年度特別会計予算補正(特第2号)に対する附帯決議

一、政府は災害予算の配分および工事実施につき、従来の運営に省み努めて厳正かつ重点的に行使し、もつて実効を期すべきである。

二、政府は累年災害を受ける地域の被害復旧に対し、通常国会において適切なる立法化を行うべきである。特に本年度災害激甚地の救農事業を徹底して民生を安定し、農業再生産の確保に遺憾なきことを併せ期すべきである。

三、政府は中小企業の年末金融につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

四、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずるとともに、既往赤字の克服と、将来の健全財政確立に資する抜本的施策を講ずべきである。

昭和二十九年度政府関係機関予算補正(機第1号)に関する報告書

一　本予算の要旨

補正の行われたのは日本専売公社および日本国有鉄道の二公社である。

補正の内容は次の通りである。

日本専売公社

収入
たばこ　事業収入の減少額　百二十九億五千五百万円
塩　事業収入の減少額　八億四千九百万円
しょう脳事業収入の追加額　九千四百万円
差引収入補正減少額　百三十七億九百万円

支出
たばこ　事業費の減少額　二十五億九千七百万円
塩　事業費の減少額　七億一千六百万円
しょう脳事業費の追加額　七千四百万円
管理費の減少額　四千四百万円
建設及び造林費の減少額　三十億四千二百万円
たばこ消費税の減少額　十五億八百万円
予備費の減少額　十七億七千万円
差引支出補正減少額　八十九億四千三百万円

本補正内容の特色は、高級たばこの売行減少のため、たばこ事業収入において百三十億円の減収となり、それに伴い専売納付金が五十二億円、地方団体への煙草消費税の予定が十五億円減少する。

塩事業においては、九月以降塩の販売価格の引下げによる収入の減少と内地塩が災害を受けたため、輸入塩の数量増加等の補正を行つた。

日本国有鉄道

収入
運輸収入減少額　十三億四千四百万円
雑収入減少額　十一億八千九百万円
差引収入補正減少額　二十五億三千三百万円

支出
事業費減少額　七億三千三百万円
予備費減少額　十八億円
差引支出補正減少額　二十五億三千三百万円

資本勘定

収入
損益勘定より受入減少額　十四億一千万円
借入金の追加額　三十二億円
鉄道債券の減少額　二十八億四千万円
差引収入補正減少額　十億五千万円

支出	
工事勘定へ繰入減少額	十億五千万円
差引支出補正減少額	十億五千万円
工事勘定	
収入	
資本勘定より受入減少額	十億五千万円
差引収入補正減少額	十億五千万円
支出	
建設費追加額	四億八千万円
改良費減少額	十五億三千万円
差引支出補正減少額	十億五千万円

本補正予算の特色は次の通りである。

一　本年度災害復旧費は三十一億円にのぼり更に洞爺丸の海難による被害等の経費増加に加え、デフレ政策のしん透により貨物収入において四十五億円の減収が予定され更に公社債の未消化二十七億円に達する。

二　このため工事勘定においては、三十億円の長期借入金を予定し、減価償却費十四億円の繰入をやめ、更に節約費三十一億円、予備費十八億円を充て、旅客収入のみは順調な伸びを見せているので収支バランスを合わせている。

二　本予算の可決理由

本予算は、当初予算成立後に生じた必要不可欠の最少限度の経費を計上したものであり、緊急に支出を必要とする補正予算であるので別紙の附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

昭和二十九年度政府関係機関予算補正（機第1号）に対する附帯決議

一、政府は累年災害を受ける被害地域を救済する目的をもつて必ず通常国会において適切なる立法化を行うべきである。

二、政府は中小企業の年末金融につき早急に遺憾なき措置を講ずべきである。

三、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

〔別紙〕

昭和二十九年度政府関係機関予算補正（機第1号）に対する附帯決議

一、政府は災害予算の配分および工事実施につき、従来の運営に省みて厳正かつ重点的に行使し、もつて実効を期すべきである。

二、政府は累年災害を受くる地域の被害復旧に対し、通常国会において適切なる立法化を行うべきである。特に本年度災害激甚地の救農事業を徹底して民生を安定し、農業再生産の確保に遺憾なきことを併せ期すべきである。

三、政府は中小企業の年末金融につき速やかに適切なる措置を講ずべきである。

四、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切なる措置を講ずるとともに、既往赤字の克服と、将来の健全財政確立に資する抜本的施策を講ずべきである。

昭和二十九年十二月九日　衆議院会議録第九号附録

〔第六号参照〕

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年において、わが国は、八月以降第五号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号と引き続き台風の襲来を受けて広範な地域が災禍にみまわれ、また、北海道及び東北地方の一部では、農作物の発育期における低温障害のために、昨年に引き続き冷害を被り、これら災害地の被害農林業者は、その経営がきわめて困難な事態に立ち至つている。

この現状に対処するため、被害者が今後その農林業経営を維持するために必要な資金が低利で円滑に融通されるよう、国及び地方公共団体が助成措置を講じて、災害対策の一環としようとするのが本案の目的である。

その主な内容は次のとおりである。

1　昭和二十九年の台風又は冷害によつて、農作物又は繭の減収が平年収穫量の三割以上に達し、かつ、そのための損失額が平年総収入の一割以上である農業者、林産物の損失額が平年総収入の一割である林業者及び炭がま等が著しい被害を被つた林業者に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入資金及び炭がまの構築資金を貸し付ける。

2　貸付資金の最高額は七万円（北海道にあつては十五万円）、牛馬の所有者に対しては更に三万円を加えた額とし、資金の償還期限は政令の定めるところにより五年以内、利率は政令の定めるところにより六分五厘以内とする。

3　以上の融資について、地方公共団体が利子補給及び損失補償を行い、これに対して国が補助する。

利子補給については、経営資金の貸付利率に応じて地方公共団体が五分乃至六分を補給した場合に、国がその半額を補助する。

損失補償については、地方公共団体が融資総額の四割までを補償した場合に、国がその二分の一を補助する。

4　国の補助の対象となる融資の総額は八十五億円を限度とする。

5　前年の風水害、冷害等の被害農林業者で、昭和二十九年に重ねて被害を受けたものの既借受資金の昭和二十九年度償還分について、従来と同じ条件で借替を認めるため、昭和二十八年の各災害関係経営資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する。

二　議案の修正議決理由

本案は、災害を受けた農林業者の経営維持安定に寄与する措置として有効なものと認めるが、更に、融資総額の拡大、開拓者及び前年に引き続きしん大な被害を受けた農家等に対する貸付利率の引下その他の措置を講ずることによつて、助成を拡張するため、修正を行う必要があると認める。

また、資金源の確保等について、政府は万全の措置を講ずべきものと認める。

よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小及び――は修正）

（定義）

第二条　この法律で「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による農作物又は繭の平年の収穫量の百分の三十以上であり、かつ、台風及び冷害による農作物及び繭の減収による

損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長（全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。）の認定を受けたものをいい、「被害林業者」とは、林業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額がその者の林業による平年の総収入額の百分の十以上である旨又は台風により炭がまその他政令で定める林業施設が破損したため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2　この法律で「経営資金」とは、農業協同組合若しくは森林組合（以下「組合」という。）又は金融機関が被害農業者又は被害林業者（以下「被害農林業者」という。）に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入資金、炭がまの構築資金その他農業経営又は林業経営に必要な資金○（土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金を含む。）として昭和三十年七月三十一日までに貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

一　市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額又は七万円（北海道にあつては十五万円）のどちらか低い額（牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合には、その額に更に三万円を加えた額）の範囲内のものであること。

二　償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三　利率が、次のイ又はロに該当する被害農林業者であつて台風及び冷害による農作物、蚕又は林産物の減収による損失額がその者の農業又は林業による平年の総収入額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたもの及び開拓地における被害農林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。政令の定めるところにより六分五厘以内のものであること。

イ　昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十四号）の規定により利率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金又は施設復旧資金の貸付を受けた者

ロ　昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百七十四号）の規定により利率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金の貸付を受けた者

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合のその補助に係る同項各号の経営資金の総額は、八十五億円（百）を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、○（第二条第二項第三号の規定により利率が年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内、利率が年六分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては）○当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、（前条第一項）同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　農業協同組合その他の金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和　　年法律第　　号）第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

3　昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6　農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農業者又は被害林業者で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和　　年法律第　　号）第二条第一項の被害農業者又は被害林業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内（指定地域における被害農業者又は被害林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金の償還に充てるために経営資金として貸し付けた貸し付けられる場合は年五分五厘以内）の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

第四条第二項但書中「第二条第三項」を「第二条第三項第三号又は第六項」に、「同条第三項第三号、第四項第一号」を「同条第三項第三号、第四項第一号又は第六項」に改める。

4　昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和　　年法律第　　号）第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限四年以内及び利率年六分五厘（前項第三号の市町村又は開拓地区の区域内における被害農家に貸し付けられる場合は年三分五厘、その他の被害農家で開拓者であるものに貸し付けられる場合は年五分五厘）以内の条件で昭和三十年五月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

第四条第二項但書中「第二条」を「第二条第一項第三号又は第二項」に、「同条」を「同条第一項第三号又は第二項」に改める。

〔別紙〕

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法による資金融通の結果、系統金融機関の本来の資金に不足を来すことのないよう農林債券の資金運用部資金による引受枠の増大等適切な措置を講ずるとともに、特に信連、単協に資金繰りのしわよせを行うことのないよう厳に留意すること。

昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案（川俣清音君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

土地改良区は、土地改良法に基いて、農地の改良造成等の事業を行つているが、昭和二十九年における累次の台風及び冷害等の災害によつて、事業に必要な経費を加入者に賦課し徴収することが著しく困難となつたため、歳入の不足から維持管理にも重大な支障をきたしつつある土地改良区が少からず生じている。

しかるに現行土地改良法では、土地改良区が区債を起し、または借入金の借入をすることができるのは、その事業のために行う場合にかぎられているため、これが資金の調達上の障害となつている。

これに対処するため、昭和二十六年度に限つて、土地改良区が災害のために賦課金の徴収猶予を行つた場合、そのために生じた歳入の不足を補うために、起債または借入金の借入を行い得ることとし、国またはその出資する金融機関がこの区債または借入金の引受または貸付を行うことができることとするよう、土地改良法の特例を設けようとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の否決理由

本案の措置は、土地改良法の内容その他からみて、その必要性が薄いものと認める。なお、「昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案」による経営資金に、土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金も含まれることとするよう、同案を修正することによつて、本案の目的は達せられるものと認めるので、本案は否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月四日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業個用保険法の特例に関する法律案（大西禎夫君外八十八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本年八月及び九月の台風による中小企業者の損害に対処するため、個用保険制度を活用し、その特別措置を施そうとするものである。

被害中小企業者が再建資金につき、金融機関又は個用保証協会の保証を受けた場合において、その貸付金を付保した場合、てんぽ率を個用保険の場合に比して、一〇%引き上げるのである。また保険料率を三分の一引き下げ都道府県は、保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は保証協会に補給することとし、本法により赤字が生じた場合一般会計から中小企業個用保険特別会計に繰入を行うこととするものである。

二　議案の可決理由

本案は、現在の諸情勢にかんがみ、適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度予算に、三箇月分として約八十八億円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年十二月六日

内閣委員長　稲村順三

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案（鈴木善雄君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年七月の豪風、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害のため災害を受け、その結果、地方税、使用料その他の徴収金の減免による歳入欠陥を生じた上、災防復旧及びり災救助、防疫その他の災害対策のため多額の経費支出を余儀なくされた地方公共団体に対して、その歳入欠陥の補てん並びにいわゆる非通常事業である防疫その他の災害諸対策費の財源に充てるため地方債を起すことができるよう、地方財政法に対する特例を認めようとするものであり、その施行につき必要な事項は、政令にゆだねてある。

立案の趣旨は、地方財政窮乏の現状にかんがみ、かつ、本年度においては、地方交付税中の特別交付税のわく内における措置が困難であるので、昨年の災害に関して同様趣旨の立法が行われた例にならつたものである。

二　議案の可決理由

本案に対しては、「七月の大雨」を除し、またこの地方債の元利償還を国庫の負担とする趣旨の修正案が提案されたのであるが、地方財政窮乏の現状にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当と認められたので、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月六日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方交付税法の一部を改正する法律案（西村力弥君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、警察制度の改正その他諸般の事由に基く地方公共団体の財政困窮はこのままに推移させることはできないので、適正なる地方交付税額を交付することによつて、財政困窮の状況にある地方公共団体の歳入欠陥を救済する一方途となそうとすることを目的としている。

二　議案の否決理由

本案の趣旨は、なお研究を要するものと認められたので、賛成少数をもつて本案は否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月六日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に対する資金の貸付に関する特別措置法案（寄柳一郎君外六十八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年七月の大雨、八月及び九月の台風による災害又は同年の冷害を受けた地域における国民健康保険事業の危機を回避し、その円滑かつ健全な運営に資するため、当該地域において国民健康保険事業を行う保険者に対し貸付金の貸付を行うものである。

その主な要点は、次の通りである。

第一　被害地域に行われる国民健康保険事業に対し、その保険料及び一部負担金の減免額並びに徴収猶予額の八割相当額を貸し付けること。

第二　貸付条件としては、保険料及び一部負担金の減免額及び徴収猶予額が調定額の一割以上且つ二十万円以上であること、冷害以外の被害地域については、災害救助法適用地であること。

第三　貸付期限は、保険料及び一部負担金の減免額に関する貸付金については、五年の据置期間を含めて十五年以内、徴収猶予に関する貸付金については、一年の据置期間を含めて三年以内とし、償還は、年利五分五厘の元利均等年賦の方法によること。

二　議案の可決理由

今次の災害地における国民健康保険事業の保険料一部負担金徴収の困難なる実情にかんがみ、貸付金貸付の措置を講ずることは、同事業の危機を回避し、その健全な運営に資するため、時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第九号参照〕

町村合併促進法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

町村合併促進法の制定施行後満一箇年を経た今日合併促進の実績見るべきものがあり、かつ、明年四月の地方選挙を控えて合併全体計画の八〇％を実現しようとする現段階において、本法の趣旨達成上遺憾なからしめるため、当面必要な措置を講じようとするもので、次のごとき内容を有する本法の一部改正案である。

1　都道府県議会の選挙区についての特例は、明年四月の一般選挙については、明年一月末日までに設けたものに限ること。

2　合併に必要な分村手続を容易にすること。

3　合併関係町村が合併前に不当な財産処分等により新町村に累を及ぼす弊を抑制する方途を講ずること。

4　農地法の特例について、土地の所有者の一代限りとせず、同一世帯に属する一般承継人にも適用することとすること。

5　促進法施行前五箇年以内に合併した町村にも施行後に合併した町村と同じく、国の財政援助に不利なからしめ、市町村の一部の境界変更に関する特例等も同様の取扱をうけることとすること。

また促進法施行前五箇年以内に町村を編入した人口五万以上十万未満の市がその後の合併により本法の準用を受けたときは、その施行前の町村の編入についても同法の準用があるものとすること。

6　町村合併計画の作成については、知事は町村合併促進審議会の意見を聴くことをもつて足りるとすること。

二　議案の可決理由

本法は、制定後満一年、既に二回の一部改正を行つたのであるが、本法による政府の町村合併の基本計画の大半を成就しようとする現年度末を控え、合併に伴う弊害や支障を除き、本法の趣旨実現のため、必要かつ緊急の措置を講ずるために本法の一部改正を加えようとする本案の目的とするところは、おおむね妥当と認められるので、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年十二月七日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院会議録第四号中正誤

頁	段	行	誤	正
六六	二	七		
六七	五	末一二	在る場合	ある場合等
六八	二	一七		
〃	〃	末五		
六八	二	末八	「、第百三条	「第百三条
六九	〃	一五	「第一項」を「前項」	「第一項」を「前項本文」
七〇	五	一一	第百六十八条第一項	第百六十八条第一項中
七三	一	一五	おいて、	おいて
七七附則第六項中			「第二百五十三条第二項 第二百五十五条	「第二百五十三条第三項 第二百五十五条

衆議院会議録第五号中正誤

頁	段	行	誤	正
二一八	三	末四	（内藤友明君外十三名提出）	（内藤友明君外二十四名提出）

定価一部　十五円（配送料共）

所行発　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三〇一　振替東京一九〇[illegible]官報課

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可